

資料3

○生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則(令和元年9月生駒市教育委員会規則第3号)新旧対照表

現行	改正案
(預かり保育料の納付等) 第6条 略 2 前項の規定による納付があった後、小学校就学前子どものうち法第30条の4第2号に該当するものに係る預かり保育料については、日額<u>450円</u>を上限として、既納の預かり保育料を当該小学校就学前子どもの保護者に還付するものとする。ただし、1月につき、その還付の額が<u>11,300円</u>を超える場合には、当該額は<u>11,300円</u>とする。	(預かり保育料の納付等) 第6条 略 2 前項の規定による納付があった後、小学校就学前子どものうち法第30条の4第2号に該当するものに係る預かり保育料については、日額<u>490円</u>を上限として、既納の預かり保育料を当該小学校就学前子どもの保護者に還付するものとする。ただし、1月につき、その還付の額が<u>12,300円</u>を超える場合には、当該額は<u>12,300円</u>とする。